

2 指標及び国の施策・事業の有効性等 (ロジック・モデルの作成)

本項目での評価に当たっては、各指標とその数値目標の達成に向けた政策手段の一つである国の施策・事業との因果関係及び各指標の動向に影響を及ぼす国の施策・事業以外の要因（外部要因）との関係を把握・分析するため、当省において、各指標に関連する国の施策・事業を選定し、ロジック・モデルの例を作成した。（資料4参照）

なお、ロジック・モデルの作成に当たっては、各指標の数値目標の達成に一定の影響を及ぼすことができる国の施策・事業が必ずしも明確となっていない現状であったため、当省において、内閣府が取りまとめている予算調査票に掲載された国の施策・事業のうち、関係府省が各指標に影響を及ぼすとする施策・事業の中から、次の方法により、各指標の数値目標の達成に一定の影響を及ぼすことができると考えられる国の施策・事業を選定した。

- ① 指標に対し直接的に影響を及ぼすと考えられる施策・事業を選定
- ② 施策・事業が複数の個別事業から構成されるものは、原則、個別事業を選定
- ③ 14 指標の多くに影響を及ぼすとされる施策・事業については、主に影響を及ぼすと考えられる指標に対する施策・事業として選定
- ④ 平成 23 年度に実施している施策・事業を選定

(評価の観点、施策・事業の選定等)

本項目では、指標ごとに、①指標は政策効果を把握・検証するために有効なものとなっているか（以下「指標の有効性」という。）、②関連する国の施策・事業はその数値目標の達成に向けた施策・事業として有効性を有しているか（以下「施策・事業の有効性」という。）及び③関連する国の施策・事業はその数値目標の達成に向けた施策・事業として効率性を有しているか（以下「施策・事業の効率性」という。）の観点から評価を行った。

また、その評価に当たっては、作成したロジック・モデルを基に、統計分析又は事例分析の対象とする国の施策・事業を必要に応じ選定し、当該施策・事業について評価を行った。

なお、14 指標のうち、「時間当たり労働生産性の伸び率」については、本指標に影響を及ぼすとする国の施策・事業がみられず、評価が困難であることから、本項目での評価対象から除外した。

また、調査対象とする国の施策・事業が同一であるなど、把握する内容が共通する次の指標については、合わせて評価を行った。

- ① 「就業率」及び「フリーターの数」
- ② 「週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合」及び「年次有給休暇取得率」
- ③ 「第 1 子出産前後の女性の継続就業率」及び「男性の育児休業取得率」

(1) 就業率及びフリーターの数

(要旨)

(指標の有効性)

行動指針において、就労による経済的自立が可能な社会の実現に関する社会全体の目標として、「就業率」及び「フリーターの数」の各指標について数値目標が設定されている。

また、就労による経済的自立が可能な社会については、行動指針において、当該社会が実現するために必要な条件として、意欲と能力に応じ、非正規雇用から正規雇用へ移行できること等が挙げられている。

そこで、今回、これら指標について、就労による経済的自立が可能な社会の実現に向けた指標の有効性の観点から、非正規雇用（パート・アルバイト、契約社員・嘱託等）の雇用形態に着目し調査した結果、次のとおりであった。

- ① 労働力調査により、「フリーターの数」及び15歳から34歳の人口に占めるフリーターの割合を比較すると、平成15年から22年までに、「フリーターの数」は約34万人減少（15.7%減少）している一方、フリーターの割合は0.1%の減少にとどまっている。このように、フリーターの割合は、若年者人口の動向（減少）の要素が反映されており、「フリーターの数」に比べ、若年層に占めるフリーターの現状・動向の把握に適していると考えられる。
- ② 働き方が多様化している中において、様々な雇用形態があるべきと考えられるが、正規雇用を希望する非正規雇用の労働者（不本意非正規）については、その正規雇用化を図ることが重要である。特に、フリーターを始めとする若年層の非正規雇用の労働者では、不本意非正規の割合が高くなっており、その正規雇用化を重点的に支援することが必要と考えられる。

以上のことから、これら指標の数値目標の達成に向けた現状等のよりきめ細かな把握・検証に資するため、フリーターの割合や若年層の不本意非正規の割合といった「参考指標」（数値目標が設定された指標を補完し、数値目標を設定しない指標をいう。以下同じ。）の設定の必要があると考えられる。

ア 制度の概要

行動指針において、就労による経済的自立が可能な社会の実現に関する社会全体の目標として、「就業率」及び「フリーターの数」の各指標について数値目標が設定されている。

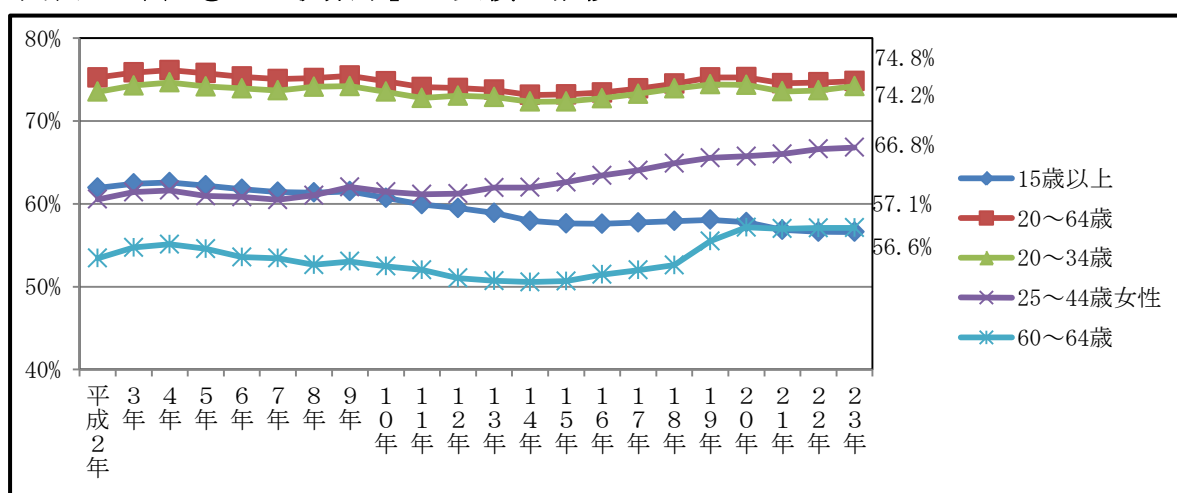
「就業率」の算定方法は、行動指針において、労働力調査による、15歳以上人口に占める就業者の割合とされている。

「就業率」の数値目標は、「新成長戦略」及び「2020年までの目標」の数値目標

との整合性が取られており、年齢層ごとの区分により、平成 32 年までに、①20 歳から 64 歳が 80%、②15 歳以上が 57%、③20 歳から 34 歳が 77%、④25 歳から 44 歳の女性が 73%、⑤60 歳から 64 歳が 63%とされている。

なお、「就業率」の実績は、図表 2-(1)-①のとおり、平成 23 年をみると、①20 歳から 64 歳では 74.8%、②15 歳以上では 56.6%、③20 歳から 34 歳では 74.2%、④25 歳から 44 歳の女性では 66.8%、⑤60 歳から 64 歳では 57.1%となっている。

図表 2-(1)-① 「就業率」の実績の推移



(注) 1 「労働力調査」(総務省統計局)に基づき当省が作成した。

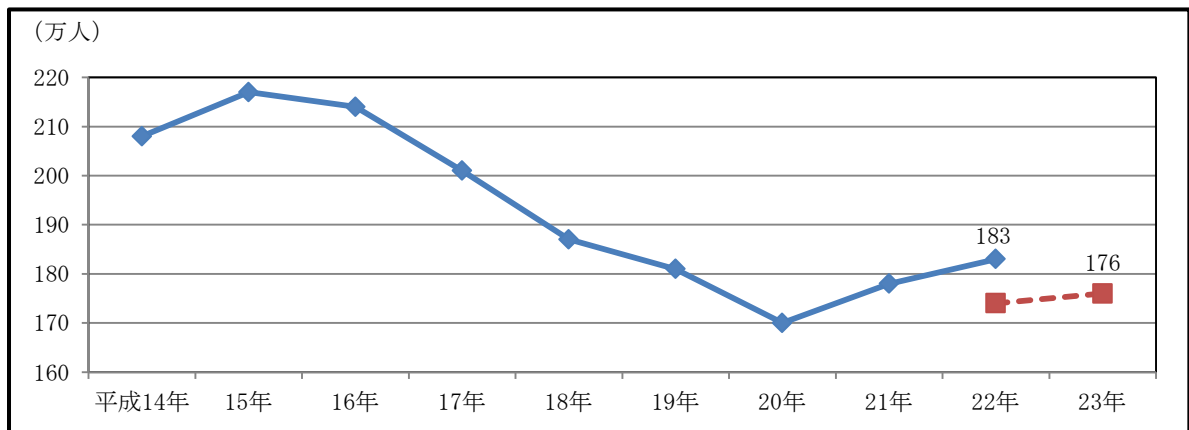
2 平成 23 年は、岩手県、宮城県及び福島県(被災 3 県)を含め、総務省統計局が補完的に推計した値である。

「フリーターの数」の算定方法は、行動指針において、労働力調査による、15 歳から 34 歳までで、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者のうち、①雇用者のうち「パート・アルバイト」の者、②完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、③非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で家事も通学も就業内定もしていない「その他」の者の合計とされている。

「フリーターの数」の数値目標は、「新成長戦略」及び「2020 年までの目標」の数値目標との整合性が取られており、平成 32 年までに、124 万人(ピーク時比で約半減)とされている。

なお、「フリーターの数」の実績は、図表 2-(1)-②のとおり、平成 16 年以降、5 年連続で減少していたが、21 年には増加に転じ、22 年には 183 万人となっている。

図表 2-(1)-② 「フリーターの数」の実績の推移



(注) 1 「労働力調査」(総務省統計局)に基づき当省が作成した。
 2 点線は、岩手県、宮城県及び福島県(被災3県)を除く全国の結果である。

就労による経済的自立が可能な社会については、行動指針において、当該社会が実現するために必要な条件として、意欲と能力に応じ、非正規雇用から正規雇用へ移行できること等が挙げられている。

また、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポート2012」において、非正規雇用は働き方の一つの選択肢として自発的に選択される場合もあるが、やむを得ず選択している者も一定程度あるなどとし、「今後に向けた課題」として、非正規労働者等の経済的自立支援やセーフティネットの拡充等が挙げられている。

イ 把握する内容及び手法

「就業率」及び「フリーターの数」の指標について、就労による経済的自立が可能な社会の実現に向けた指標の有効性の観点から、非正規雇用(パート・アルバイト、契約社員・嘱託等)の雇用形態に着目し、その動向等を既存統計等により把握・分析した。

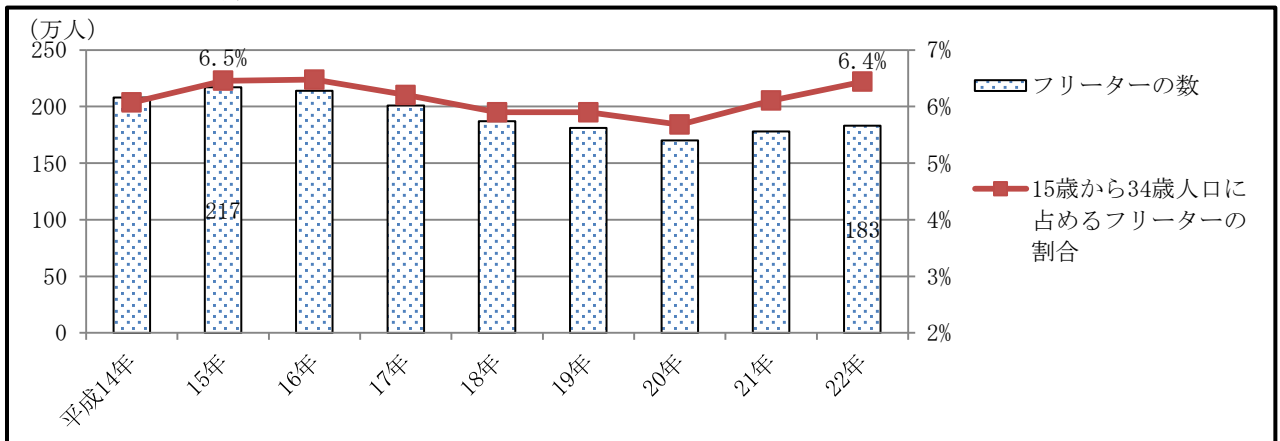
ウ 把握結果

① 労働力調査において、「フリーターの数」及び15歳から34歳の人口に占めるフリーターの割合をみると、図表2-(1)-③のとおり、フリーターの割合は平成20年以降、増加傾向となっている状況がみられる。

また、「フリーターの数」がピークとなっている平成15年と、22年のフリーターの割合を比較すると、この間に「フリーターの数」は約34万人減少(15.7%減少)しているのに対し、フリーターの割合は15歳から34歳の若年者人口も減少しているため、0.1%の減少にとどまっている。このように、フリーターの割合は、若年者人口の動向(減少)の要素が反映されており、「フリーターの数」

に比べ、若年層に占めるフリーターの現状・動向の把握に適していると考えられる。

図表 2-(1)-③ 「フリーターの数」及び15歳から34歳人口に占めるフリーターの割合



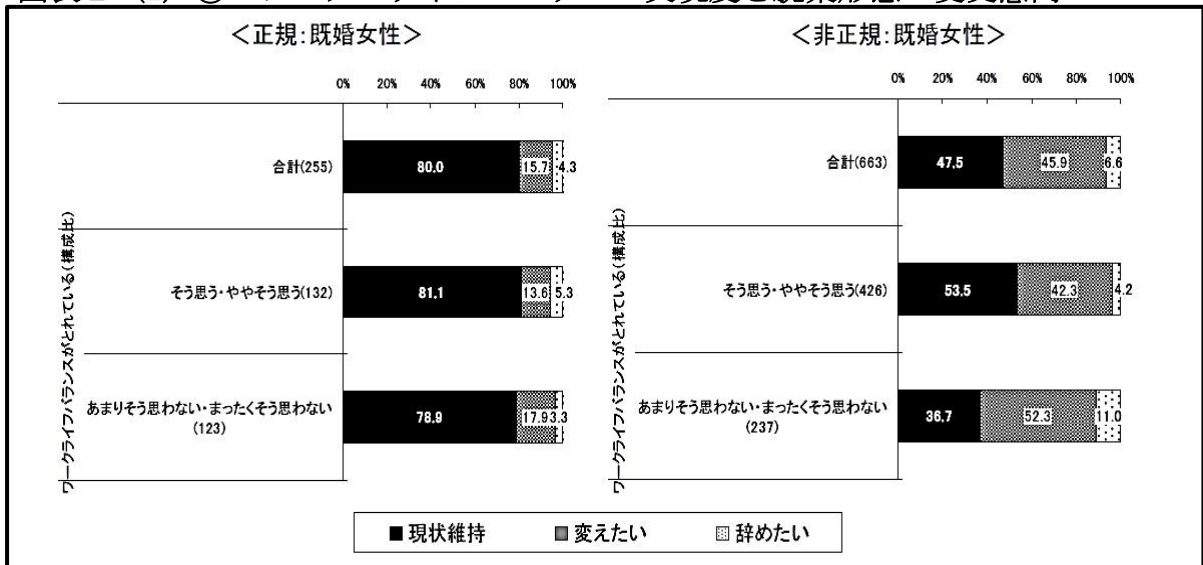
(注) 「労働力調査」(総務省統計局)に基づき当省が作成した。

なお、当省において、「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)における人口推計(注)に基づき、数値目標の達成年とされている平成32年におけるフリーターの割合(数値目標124万人に対応する割合)を試算すると、5.1%(22年の6.4%に対し1.3ポイントの減少)となっている。

(注) 日本の将来推計人口(平成24年1月推計)のうち、人口推計(出生中位(死亡中位)推計)を参照したものであり、これによると、平成32年の15歳から34歳の人口は2,433万5,000人と推計されている。

- ② 「男女の働き方と仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する調査」(平成18年12月内閣府)によると、ワーク・ライフ・バランスの実現度と就業形態の変更意向について既婚有業の正規・非正規別の女性でみると、図表2-(1)-④のとおり、非正規女性では、ワーク・ライフ・バランスが図られていない層ほど、非正規という就業形態を「変えたい」、あるいは「辞めたい」とする人が多いという結果がみられる。

図表 2-(1)-④ ワーク・ライフ・バランス実現度と就業形態の変更意向

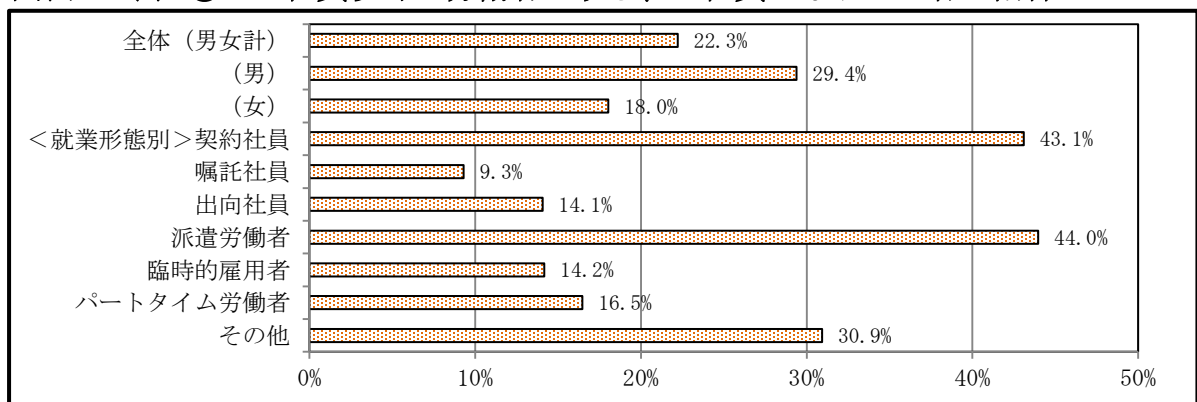


(注) 「男女の働き方と仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) に関する調査結果概要」(平成 18 年 12 月内閣府) から抜粋した。

③ 働き方が多様化している中において、様々な雇用形態があるべきと考えられるが、正規雇用を希望する非正規雇用の労働者 (不本意非正規) については、正規雇用化を図ることが重要である。

不本意非正規の割合について、「就業形態の多様化に関する総合実態調査」(平成 22 年厚生労働省) において、正社員以外の労働者のうち正社員になりたい者の割合をみると、図表 2-(1)-⑤のとおり、全体では 22.3%となっており、就業形態別の内訳をみると、契約社員や派遣労働者では 40%以上の者が正社員になることを望んでいる状況がみられる。

図表 2-(1)-⑤ 正社員以外の労働者のうち、正社員になりたい者の割合



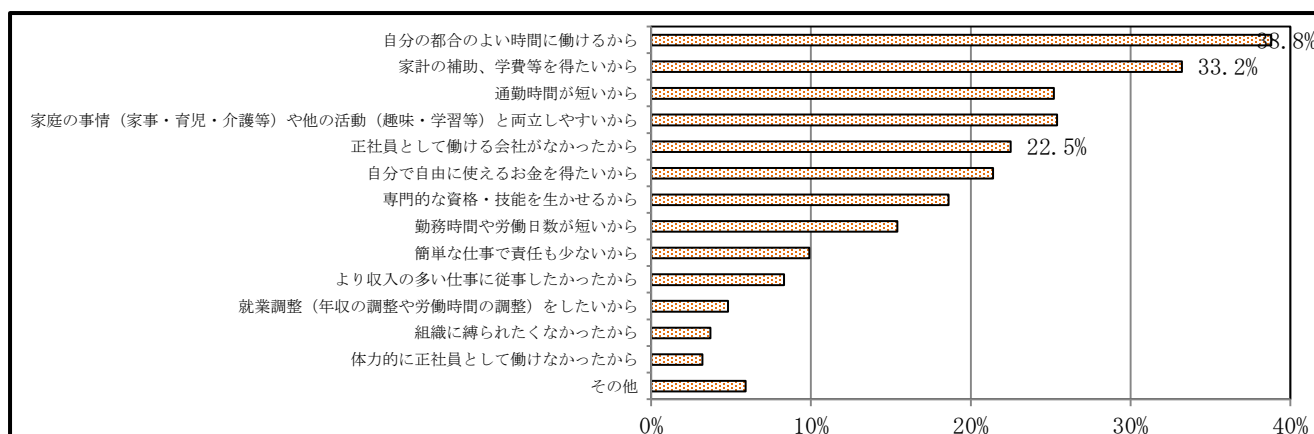
(注) 1 「就業形態の多様化に関する総合実態調査」(平成 22 年厚生労働省) に基づき当省が作成した。

2 本図表は、正社員以外の労働者のうち「現在の会社」又は「別の会社」で働きたい労働者の割合に、「他の就業形態（正社員）に変わりたい」と回答した者の割合を乗じて算出した。

特に、15歳から34歳の若年層においては、15歳から19歳では17.0%であるが、20歳から24歳では42.4%、25歳から29歳では49.0%、30歳から34歳では39.3%と、全年齢平均の22.3%と比べて高くなっており、重点的な対応が必要な状況となっている。

また、正社員以外の労働者がその就業形態を選んだ理由をみると、図表2-(1)-⑥のとおり、「自分の都合のよい時間に働けるから」とするものが38.8%、「家計の補助、学費等を得たいから」とするものが33.2%など、自ら希望して現在の就業形態を選択しているものもみられる一方で、「正社員として働ける会社がなかったから」とするものが22.5%と、不本意ながら現在の就業形態を選択しているものもみられる。

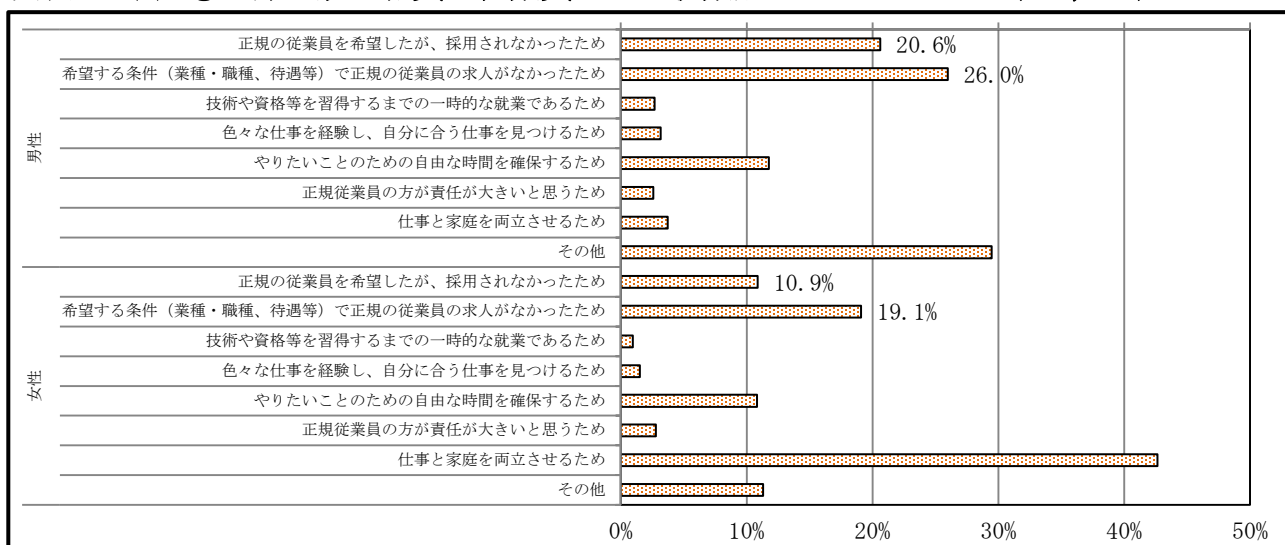
図表2-(1)-⑥ 正社員以外の労働者がその就業形態を選んだ理由（複数回答可）



（注）「就業形態の多様化に関する総合実態調査」（平成22年厚生労働省）に基づき当省が作成した。

④ 就業者アンケート調査結果において、非正規の従業員（パート、アルバイト、派遣社員、契約社員・嘱託等）がその就業形態となった理由をみると、図表2-(1)-⑦のとおり、「正規の従業員を希望したが、採用されなかったため」又は「希望する条件（業種・職種、待遇等）で正規の従業員の求人がなかったため」とするものは、男性では46.6%、女性では30.0%と、不本意ながら非正規の従業員の就業形態を選択しているものもみられる。

図表 2-(1)-⑦ 非正規の職員・従業員がその就業形態を選んだ理由 (N=4, 070)



(注) 当省の就業者アンケート調査結果による。

以上のような例もみられることから、「就業率」及び「フリーターの数」の指標の数値目標の達成に向けた現状等のよりきめ細かな把握・検証に資するため、フリーターの割合や若年層の不本意非正規の割合といった参考指標の設定の必要があると考えられる。